令和７年度

第２回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和７年５月７日、大多喜町農業委員会会長　渡辺忠洋は、令和７年度第２回農業委員会総会を大多喜町役場第１・２会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用利用集積等促進計画について

＜報告事項＞
報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による相続の届出について
報告第２号　農地の転用事実に関する照会について
報告第３号　非農地判断について
報告第４号　農地法施行規則第２９条第１号に関する農地転用の届出について
報告第５号　利用権の終了について

＜出席委員＞（８名）
１番委員：加藤　浩明　　２番委員：中村　康之
３番委員：渡邉　さなえ　５番委員：井口　峰幸
６番委員：渡辺　忠洋　　７番委員：江澤　正久
８番委員：小髙　一哲　　９番委員：矢代　とみ江

＜欠席委員＞（２名）
４番委員：森　久雄　　１０番委員：斎藤　一生

＜出席職員＞
【事務局長】小髙　一哉　【事務局】高橋　憲司　寺井　絵里

	開　会（午後１時３０分）
事務局長 （小高）	本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和７年度第２回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、８名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により本会議は成立いたします。 なお、森委員及び斎藤委員においては、所用により欠席の連絡がありましたので報告します。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第５条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。
議長 （渡辺会長）	（渡辺会長あいさつ） それでは、議事日程３の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により議事録署名人を指名いたします。 ２番の中村委員と３番の渡邉委員にお願いします。 早速、議事日程４の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 （寺井）	１頁をお開きください。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第３条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号３－５。所在：小土呂地先１筆。地目：畑。地積：1,162㎡。譲渡人：千葉市在住の方。譲受人：松戸市在住の方。事由：現在千葉市に住んでおり、耕作ができないため。譲受人/果樹等を植えたいため。権利内容：所有権移転（有償） 事務局からの説明は以上です。
議長	議案第１号、番号３－５については、矢代委員が現地調査を担当されまし

（渡辺会長）	たので、報告をお願いします。
矢代委員 （９番）	議案第１号、番号３－５について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、保全管理等されており適切に管理されている。 果樹と野菜を栽培し、畑として利用したいとのこと。 隣のアパートは譲受人の母親がオーナーであるとのことで問題ないと思われる。 ご審議の程お願いいたします。
議長 （渡辺会長）	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
	果樹については、何を植えるのか？
	柿等と聞いている。
	他にご質問のある方は発言をお願いいたします。
	質問が無いようなので、番号３－５について許可とすることとしてご異議ございませんか。
	――――　「異議なし」の声あり　――――
議長 （渡辺会長）	異議なしと認め、番号３－５につきましては許可とすることで決定いたします。 続きまして、議案第２号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局 （寺井）	２頁をお開きください。 議案第２号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願い」について次のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の照明願いの提出がありましたので審議を求める。 番号７―１所在：会所地先　畑１筆　地目：宅地　地積：1,424㎡所有者：市原市在住の方　申請人：所有者と同じ。 利用状況：約４０年前から耕作しなくなり先代所有者も会社勤めとなった。先々代（祖父の代）に開拓により居宅を建てたが未登記であった。 事務局からの説明は以上です。

議　　長 （渡辺会長）	議案第２号、番号７－１については、加藤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
加藤委員 （１　番）	議案第２号、番号７－１について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 周辺が杉林になっている。 写真のとおり耕作することは不可能であると思います。 ご審議の程お願いいたします。
議　　長 （渡辺会長）	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようなので、番号７－１については非農地と認めることとしてご異議ございませんか？ ――――　「異議なし」の声あり　―――― 異議なしと認め番号７－１は非農地として認めることとして決定しました。 続きまして、議案第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。
事　務　局 （寺井）	３頁をお開きください。 今月は申請番号７－４から７－７まで４件の申請がありましたので、一括して事務局で説明を行った後、審議をお願いします。 議案第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画について」次のとおり促進計画の提出がありましたのでご審議を求める。 番号７－４　所在：部田地先、堀之内地先、田他２筆。地積：1,397㎡。貸付人：部田在住の方、借受人：部田在住の方。転貸人：公益社団法人　千葉県園芸協会。利用権：使用貸借権。利用目的：水田。貸付期間：令和７年６月１０日から令和１２年６月９日まで。新規。 番号７―５　所在：下大多喜地先　田３筆。地積：6,812㎡。貸付人：下大多喜の方、借受人：中野在住の方。転貸人：公益社団法人　千葉県園芸協会。利用権：賃貸借権。利用目的：水田。貸付期間：令和７年５月１１日から令和１２年５月１０日まで。基盤強化法からの切替。

	４頁をお開きください。 番号７－６　所在：下大多喜地先　田２筆。地積380㎡。貸付人：下大多喜在住の方。借受人：中野在住の方。転貸人：公益社団法人　千葉県園芸協会。利用権：賃貸借権。利用目的：水田。貸付期間：令和７年５月１０日から令和１２年５月９日まで。基盤強化法からの切替。 番号７－７　所在：下大多喜地先　田２筆。地積：4,866㎡。貸付人：下大多喜在住の方。借受人：下大多喜在住の方。転貸人：公益社団法人　千葉県園芸協会。利用権：賃貸借権。利用目的：水田。貸付期間：令和７年６月１０日から令和１７年６月９日まで。新規。
議　長 （渡辺会長）	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、議案第３号は原案どおり決定することとしてご異議ありませんか。 ――――　「異議なし」の声あり　―――― 異議なしと認め、番号７―４から７－７につきましては、原案どおり決定しました。 議案は以上です。 それでは報告事項について、事務局よりお願いいたします。
事務局 （寺井）	５頁をお開きください。 報告第１号農地法第３条の３第１項の規定による相続の届出について次のとおり受理したことを報告する。 番号７―１　所在：馬場内地先　畑、田３筆。地積：2,775㎡。所有者：馬場内在住の方。届出者：馬場内在住、相続者。 番号７－２から番号７－５まで同様の届出がされています。 ９頁をお開きください。 報告第２号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 番号農委１　所在：板谷地先　田、１筆。地積：697㎡。所有者：板谷在住の方。変更登記地目：山林。登記原因日付：平成年月日不詳地目変更。調査・報告地目：照会地板谷境田824番地１は、農業委員会の過去の遊休農地に関する調査において、再生利用が困難な農地として判断されていたため、非農地として回答した。 １０頁をお開きください。

	報告第３号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第２条第１項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者から申請があり非農地の通知を行ったので報告する。 番号非７―３　所在：八声地先　畑１筆。地積：89 ㎡。所有者：東京都港区在住の方。遊休農地区分：再生利用が困難な農地。 番号非７－４についても同様の通知です。 １１頁をお開きください。 報告第４号「農地法施行規則第２９条第１号に関する農地転用の届出について」下記のとおり、届出があったので報告する。 番号１　所在：横山地先　畑２筆。地積 125 ㎡。届出者：茂原市在住の方。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：農業用道路、125 ㎡。着手及び完了年月日：着手、令和７年６月１５日、完了、令和７年１１月３０日。※令和７年度第１回（４月）総会議案第２号５－１と関連あり。 １２頁をお開きください。 報告第５号「利用権の終了（農用地利用集積計画）について次のとおり、通知があったことを報告する。 番号７－１　所在：葛藤地先　田２筆。地積 638 ㎡。貸付人：葛藤在住の方。借受人：葛藤在住の方。解約事由：期間満了。 番号７－２、７－３についても同様の通知です。 報告事項は以上です。 報告事項ですのでご了承をお願いします。 続いて議事日程６その他に入ります。 事務局何かございますか？ ありません。 以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉　会（午後２時１０分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年6月6日

議　　長　渡辺忠洋

署名委員　中村康之

署名委員　渡邉　ゴTなし